

平成 24 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成26年 3 月 4 日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

1 . 背景

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から実施されています。また、家庭から排出された廃パソコン（デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ）については、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 15 年 10 月から実施されています。

これらを受け、環境省では、市区町村における廃家電 4 品目及び廃パソコンの不法投棄等の状況について、定期的に 4 月 1 日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全 1,742 市区町村（総人口約 12,735 万人）で、対象期間は平成 24 年度です。

2 . 廃家電 4 品目の不法投棄台数について

平成 24 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数のデータを取得している 1,383 自治体^{注 1)}における平成 24 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率^{注 2)}で割り戻して算出した全国の不法投棄台数（推計値）は、116,500 台で、前年度と比較して 27.8%の減少となりました（図 1）。

その構成比を品目別にみると、エアコンが 1.1%（前年度 1.2%）、ブラウン管式テレビが 74.0%（同 79.4%）、液晶・プラズマ式テレビが 1.9%（同 1.0%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 15.9%（同 12.3%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 7.2%（同 6.1%）でした^{注 3)}。

平成 23 年度及び平成 24 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 1,290 自治体^{注 4)}（平成 24 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数 103,947 台）における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、5 月、3 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 1、図 2）。

また、1,383 自治体^{注 1)}において、市区・町・村の各自治体の 1 万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が 8.6 台、町が 14.9 台、村が 25.4 台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました（表 2）。

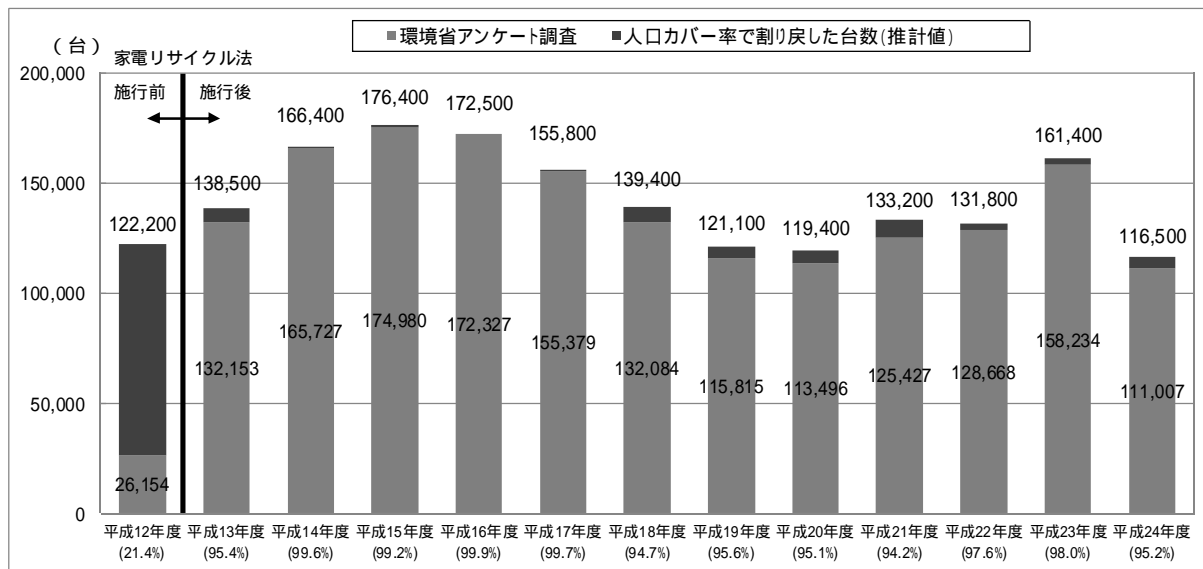
注 1) 1,383 自治体の人口の合計は約 12,134 万人（総人口の約 95%）です。

注 2) 不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合です。

注3) 四捨五入の関係上、百分率の合計が100%とならないことがあります。

注4) 1,290自治体の人口の合計は約11,512万人(総人口の約90%)です。

(図1) 不法投棄台数



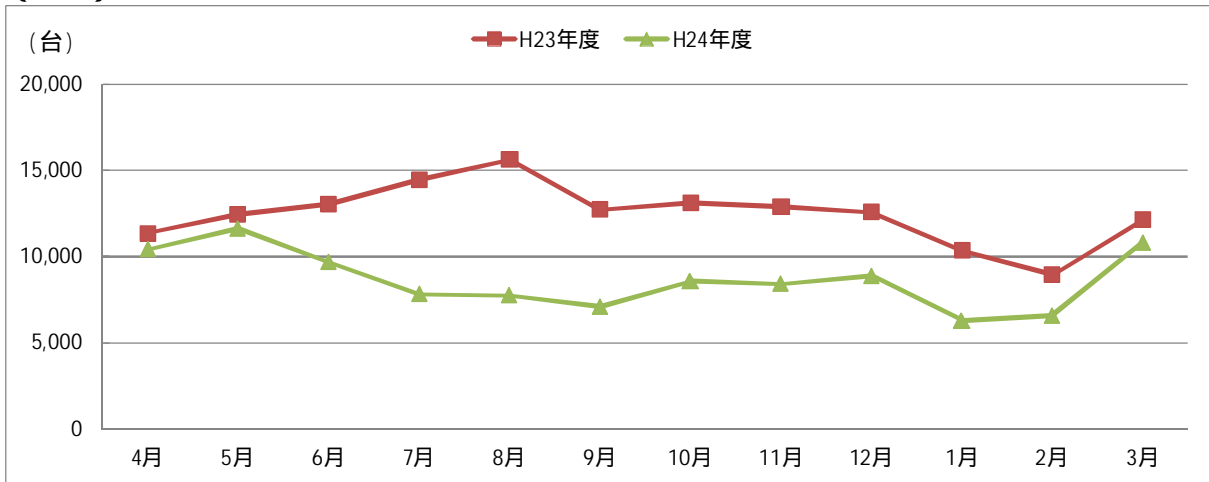
(表1) 月別不法投棄台数の推移

(平成23年度と平成24年度の月ごとのデータを取得している1,290自治体の比較)

(単位: 台)

	4品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫		電気洗濯機	
					ブラウン管式		液晶・プラズマ式		電気冷凍庫		衣類乾燥機	
	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度
4月	11,355	10,405	143	109	8,545	7,978	180	159	1,592	1,378	895	781
5月	12,447	11,630	261	73	9,442	8,966	152	152	1,701	1,671	891	768
6月	13,043	9,676	120	122	10,077	7,330	107	129	1,840	1,437	899	658
7月	14,438	7,805	235	108	11,844	5,721	117	145	1,501	1,272	741	559
8月	15,591	7,731	226	126	12,949	5,622	97	113	1,633	1,327	686	543
9月	12,713	7,118	205	61	10,250	5,102	90	133	1,456	1,294	712	528
10月	13,099	8,551	101	88	10,657	6,198	121	171	1,484	1,436	736	658
11月	12,888	8,403	86	99	10,320	6,088	121	157	1,600	1,389	761	670
12月	12,559	8,898	103	84	10,071	6,703	159	187	1,526	1,345	700	579
1月	10,343	6,299	67	51	8,375	4,814	105	156	1,185	884	611	394
2月	8,945	6,605	82	65	6,989	4,864	97	146	1,179	1,066	598	464
3月	12,115	10,826	102	143	9,394	7,607	169	360	1,662	1,811	788	905
合計	149,536	103,947	1,731	1,129	118,913	76,993	1,515	2,008	18,359	16,310	9,018	7,507

(図2) 月別不法投棄台数の推移



(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数(平成24年度)

	1万人当たりの不法投棄台数[台]	回答自治体数	平均人口[人]
市区	8.6	743	150,811
町	14.9	562	15,631
村	25.4	78	6,470
市区町村	9.1	1,383	87,738

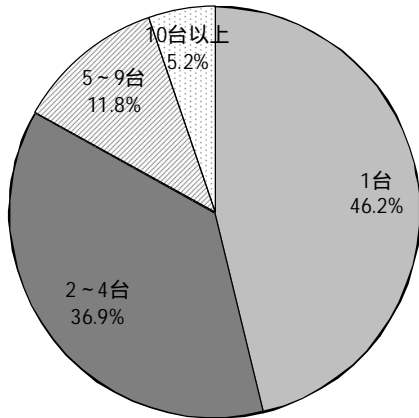
3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成24年度に廃家電4品目の不法投棄物を回収している自治体において、不法投棄1件当たりに回収した廃家電4品目の回収台数の内訳は、1台:46.2%、2~4台:36.9%、5~9台:11.8%、10台以上:5.2%でした(図3)。

不法投棄物の回収の主な実施者は、自治体自ら:68.8%、廃棄物収集運搬許可業者へ委託:20.0%、自治体自ら又は廃棄物収集運搬許可業者:11.2%でした(図4)。また、廃棄物収集運搬許可業者へ委託及び自治体自ら又は廃棄物収集運搬許可業者へ委託と回答した自治体に対して平成24年度に廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電4品目の委託費用等を把握している自治体の平均値について、委託件数は47件、委託費用は747千円でした(表3)。

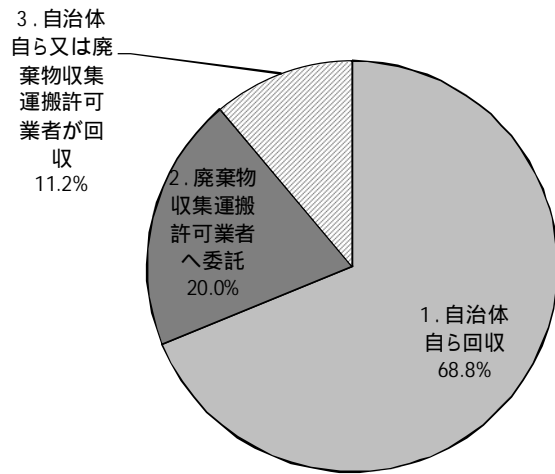
また、平成24年度に不法投棄された廃家電4品目で自治体が回収できなかった物がある自治体:23.1%、ない自治体:76.9%でした(図5)。未回収の不法投棄物があると回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、私有地で立入り不可:159件、回収が物理的に困難:149件、時期を決めてまとめて回収予定:128件等でした(図6)。また、回収が物理的に困難であると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄:51.1%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄:27.7%、湖沼及び河川等への投棄:17.0%等でした(図7)。

(図3) 平成24年度不法投棄の1件当たりの回収台数の内訳



回答自治体数:1,735

(図4) 不法投棄物の回収の主な実施者

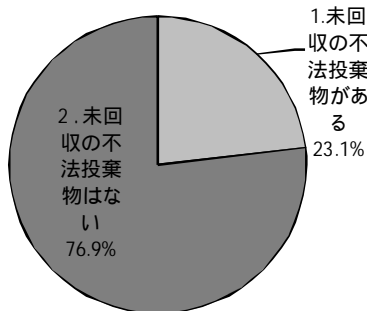


回答自治体数:1,735

(表3) 平成24年度における1自治体当たりの廃棄物収集運搬許可業者の委託件数及び委託費用(平均値)

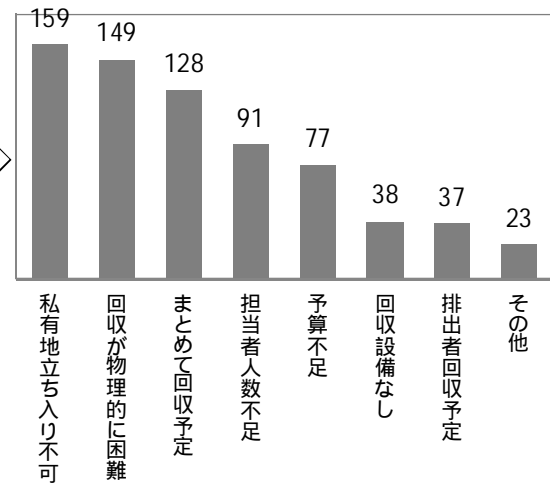
委託件数	委託費用	回答自治体数
47件	747千円	362

(図5) 不法投棄未回収物

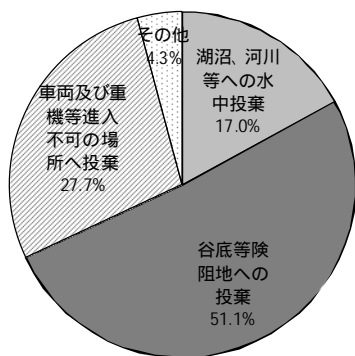


回答自治体数:1,733

(図6) 不法投棄未回収物がある理由



(図7) 回収が物理的に困難な事例



回答自治体数:149

回答自治体数(複数回答可):401

回収が物理的に困難な具体事例

4 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策について

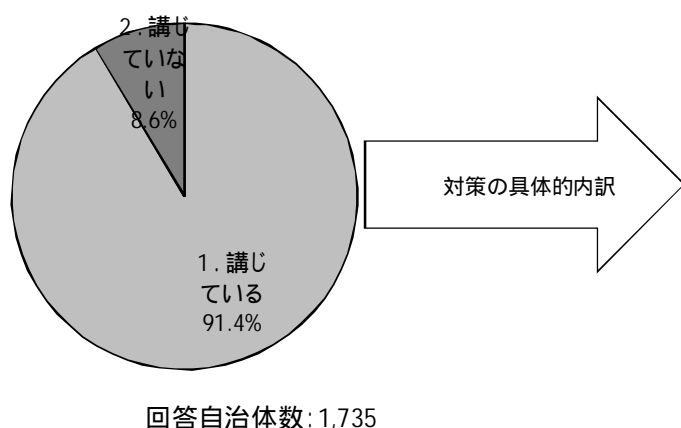
平成 24 年度において不法投棄未然防止対策を講じている自治体：91.4%、講じていない自治体：8.6%でした（図 8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した自治体に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：88.1%、巡回監視、パトロール：81.1%、住民連携監視、通報体制構築：34.1%等が実施されていきました（図 9）注 5）。

平成 24 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自治体自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している自治体においてその平均値を算出してみると、497 千円でした（表 4）。また、廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額は、廃家電以外も含めた全ての不法投棄対応決算額に対して平均値で 29.5%の割合でした（表 5）。

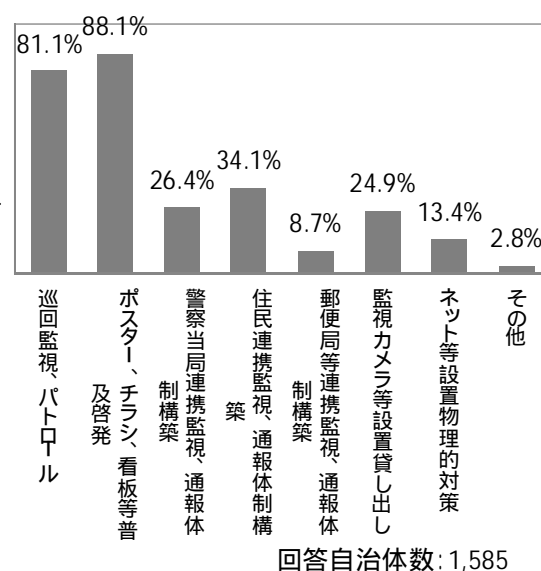
平成 25 年度の自治体における廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自治体自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：79.8%、計上していない：16.3%等でした（図 10）。また、当初予算に計上していると回答した自治体に対して、廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額を尋ねたところ、平均値は 540 千円でした（表 6）。

また、ここ数年の廃家電 4 品目の不法投棄にかかる自治体の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：17.5%、変化していない：44.6%、判断できない：25.6%でした（図 11）。

（図 8）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策
（平成 24 年 4 月 1 日時点）



（図 9）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



注 5) 複数回答方式であるため、百分率の合計が 100% となりません。

(表 4) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 24 年度)

自治体自ら処理した場合の人件費等を除く。

平均値	中央値	回答自治体数
497 千円	148 千円	1,115

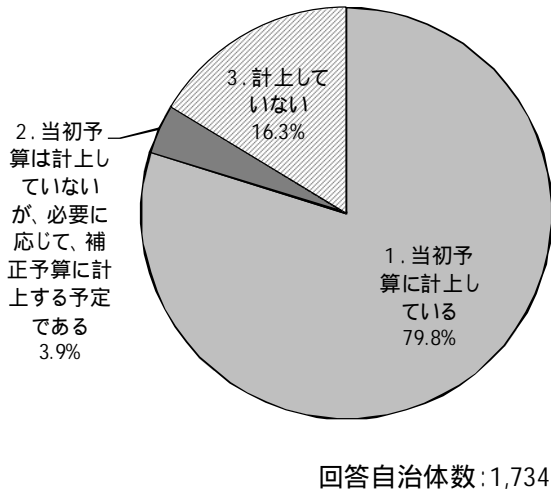
<人口規模別>

人口 50 万人以上の自治体	平均値	中央値	回答自治体数
	3,675 千円	1,660 千円	31
人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体	平均値	中央値	回答自治体数
	826 千円	450 千円	206
人口 10 万人未満の自治体	平均値	中央値	回答自治体数
	308 千円	104 千円	878

(表 5) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額の割合 (平成 24 年度)

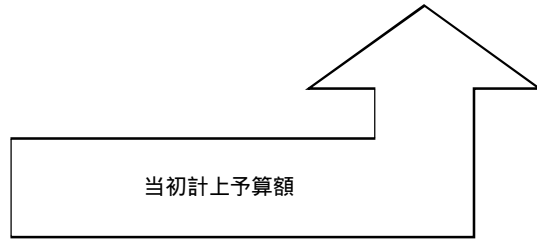
平均値	中央値	回答自治体数
29.5%	19.0%	1,190

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の計上状況 (平成 24 年度)

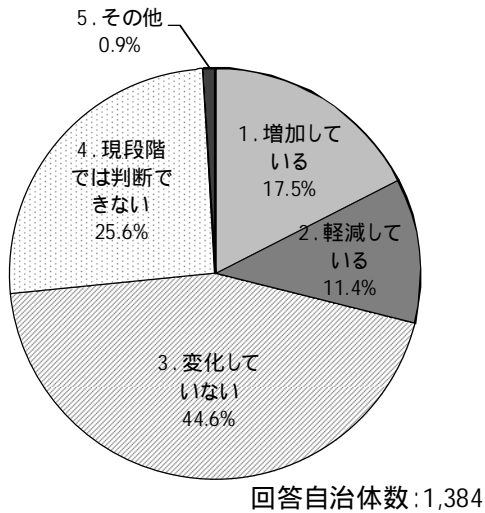


(表 6) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額(平成 24 年度)
自治体自ら処理した場合の人件費等を除く。

平均値	中央値	回答自治体数
540 千円	214 千円	1,154



(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



(参考) 廃家電4品目の不法投棄台数(平成24年度 都道府県別 実績値)

(廃家電4品目の不法投棄台数データを取得している1,382自治体)

台数は自治体が回収した不法投棄の台数

(単位:台)

都道府県名	エアコン	ブラウン 管式テレビ	液晶・プラズマテ レビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	4品目合計
北海道	21	7,098	130	1,144	788	9,181
青森県	13	932	31	155	92	1,223
岩手県	7	704	4	98	61	874
宮城県	12	1,504	68	195	94	1,873
秋田県	5	323	2	64	45	439
山形県	7	386	4	60	18	475
福島県	48	1,485	120	187	138	1,978
茨城県	48	3,113	187	770	416	4,534
栃木県	40	1,834	24	324	259	2,481
群馬県	29	2,467	31	383	228	3,138
埼玉県	131	5,957	202	1,085	620	7,995
千葉県	82	6,372	85	1,241	581	8,361
東京都	91	6,665	376	1,283	742	9,157
神奈川県	91	5,119	203	878	582	6,873
新潟県	16	1,056	7	201	64	1,344
富山県	5	236	3	57	20	321
石川県	18	356	6	133	57	570
福井県	3	210	1	72	25	311
山梨県	10	1,025	11	241	102	1,389
長野県	10	1,088	23	291	114	1,526
岐阜県	20	1,509	19	280	76	1,904
静岡県	29	1,996	38	540	177	2,780
愛知県	98	5,358	129	1,080	337	7,002
三重県	38	1,665	29	505	138	2,375
滋賀県	10	758	48	232	59	1,107
京都府	21	1,316	5	291	87	1,720
大阪府	70	9,609	17	2,620	741	13,057
兵庫県	39	2,541	24	555	170	3,329
奈良県	8	699	19	232	44	1,002
和歌山県	14	515	7	181	45	762
鳥取県	1	158	0	55	25	239
島根県	1	85	0	42	20	148
岡山県	27	549	0	195	101	872
広島県	31	961	28	180	92	1,292
山口県	2	350	10	90	29	481
徳島県	6	279	4	63	37	389
香川県	3	274	3	99	45	424
愛媛県	17	914	17	204	101	1,253
高知県	7	348	10	116	77	558
福岡県	12	741	29	179	78	1,039
佐賀県	3	217	2	52	21	295
長崎県	13	501	11	93	56	674
熊本県	8	275	4	114	71	472
大分県	1	119	6	41	37	204
宮崎県	2	224	3	119	37	385
鹿児島県	31	928	22	310	157	1,448
沖縄県	14	1,310	67	266	96	1,753
合計	1,213	82,129	2,069	17,596	8,000	111,007

5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 24 年度の不法投棄台数のデータを有する 523 自治体^{注 6)}における平成 24 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 1,583 台、ノートブックが 1,257 台、ブラウン管式ディスプレイが 1,180 台、液晶ディスプレイが 646 台、合計 4,769 台でした。前年度と比較して 7.4%の増加となりました。品目別にみると、デスクトップが 151 台増加(前年度比 10.5%増)、ノートブックが 262 台増加(同 26.3%増)、ブラウン管式ディスプレイが 203 台減少(同 14.7%減)、液晶ディスプレイが 17 台増加(同 2.7%増)でした。

平成 23 年度及び平成 24 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 335 自治体^{注 7)}(平成 24 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,603 台)における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、12 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました(表 7、図 12)。

注 6) 523 自治体の人口の合計は 7,959 万人(総人口の約 63%)です。

注 7) 335 自治体の人口の合計は 6,331 万人(総人口の約 50%)です。

(表 7) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移
(平成 23 年度と平成 24 年度の月ごとのデータを取得している 335 自治体の比較)
(単位：台)

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度
4月	376	342	113	123	89	63	118	110	56	46
5月	320	328	117	130	43	51	113	105	47	42
6月	354	324	133	117	80	61	107	92	34	54
7月	311	219	98	82	84	47	103	50	26	40
8月	246	242	95	86	50	49	66	72	35	35
9月	242	239	79	108	63	50	67	57	33	24
10月	246	318	71	129	47	49	83	88	45	52
11月	327	312	88	111	74	47	107	102	58	52
12月	317	401	108	138	66	90	87	108	56	65
1月	283	292	84	94	87	93	77	56	35	49
2月	204	220	53	74	52	35	53	75	46	36
3月	287	366	90	80	57	176	93	69	47	41
合計	3,513	3,603	1,129	1,272	792	811	1,074	984	518	536

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

